

今を知る。未来の力になる。



経済センサス

活動調査

経済の国勢調査

支所等を有さない比較的小規模な事業所へは次の方法で調査書類・調査票をお届けします

- 1 4月からインターネット回答用の書類を郵送
- 2 インターネット未回答等の事業所へは5月に調査員が紙の調査票を配布

※支社・支所をもつ企業や規模の大きい事業所などには、「直轄調査」という別の方法で調査を実施します



令和8年6月1日



※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。ご回答いただいた内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

全国すべての事業所・企業が対象です。

経済センサス-活動調査のいろいろな疑問にお答えします。

Q:どんなことを調査するの？

A:従業員は何人か、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

Q:どんなことに役立てられているの？

A:本調査は、行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。(例:防災対策のための利活用、支援制度の検討など)



Q:必ず答えなければならないの？

A:本調査は「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。また、調査関係者が調査内容を他に漏らすことは固く禁じられており、ご回答いただいた内容については「統計法」の規定により適切に管理し、秘密の保護に万全を期しています。



Q:調査の対象は？

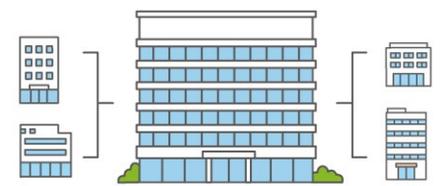
A:経済センサス-活動調査は「調査員調査」と「直轄調査」の2つの方法で実施されます。具体的には、下図に記載のとおり回答していただきます。

調査員調査



- ・支所等を有さない(比較的小規模な)事業所、個人経営の事務所などが主な対象です。
- ・それぞれの事業所ごとに回答していただきます。

直轄調査



- ・支所等を有する企業、資本金1億円以上の比較的大規模な事業所などが主な対象です。
- ・本社において傘下事業所を含めた情報を回答していただきます。

Q:調査員はどんな身分で、どんな仕事をしているの？



A:調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。

調査票の配布及び回収のほか、担当する地域にある事業所等の営業状態を外観などから確認することが主な仕事です。なお、調査員は活動中、「調査員証」を携帯しています。また、調査員証を収納するケースのストラップや、調査員が携帯する『下敷き』と『手提げ袋』には経済センサス-活動調査のロゴが印字されています。もし、不審に思われた場合には、最寄りの市区町村へお問い合わせください。